

## 水資源サービス課からお知らせ

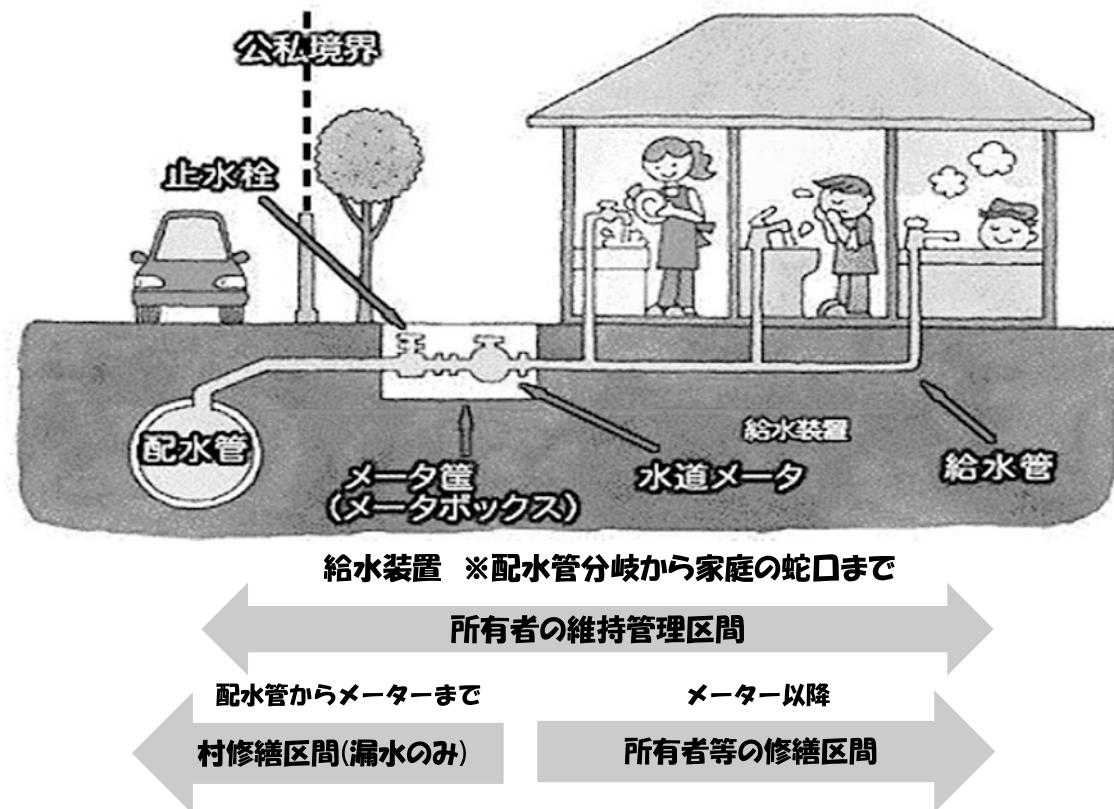
給水装置は、水道水を受水する大切なものです。維持管理は所有者が行うこととなります。  
家を新築・改築・またはトイしなど、水回りの改修工事を行う場合は、必ず東通村指定給水装置工事事業者に依頼しましょう。

もし、指定を受けていない業者が工事を行なうと…無届け工事となってしまい、使用した材料が水道法による材料基準に適合していない場合は、せっかく完成した工事がやり直しになったり、給水停止されることもあります。

### 給水装置はお客様の財産です

○給水装置とは、下の図のとおり配水管(水道本管)の取出しから、ご家庭の蛇口までのことであります。

※水道メーターは除く



○上の図のとおり、配水管から水道メーターまでの区間は自然漏水等に限り、村で修繕します。

メーター以降の故障・漏水の修繕はお客様の費用負担となります。

また、長年使用しない給水装置は、さび等が原因で水が出ない場合がありますので、すでに給水装置を分岐されているご家庭では、早期に上水道への加入をおすすめします。



#### {簡単な漏水の確認方法}

- 1.自宅のすべての蛇口を閉めます。
- 2.左の写真的の水道メーター(自宅の壁に取り付けている遠隔メーター)に➡又は■の点滅などが表示される場合は、漏水の可能性があります。

ご家庭の漏水や、故障は村水資源サービス課指定の「東通村指定給水装置工事事業者」又は、東通村管工事協会へご連絡ください。

\*東通村管工事協会：東通村大字小田野沢（川端管工土木株内）TEL0175-48-2222